

平成23年第1回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成23年3月 4日

閉 会 平成22年3月11日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（3月10日）

出席議員 6名

1番	久 慈 省 悟 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	木 村 修 君	4番	山 舘 清 剛 君
5番	青 木 倉 元 君	7番	坂 本 豊 君

欠席議員 1名

8番 久 慈 隆 一 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	木 村 春 美 君
総 務 課 長	八 戸 純 一 君
税務課長兼ふれあい センター事務局長	芳 賀 作 君
住 民 課 長	青 木 昭 信 君
健 康 福 祉 課 長	浜 田 亮 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	工 藤 正 人 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勲 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	川 崎 清 春 君
議 会 事 務 局 主 幹	中 川 悟 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番	久 慈 省 悟 君
2 番	藤 田 修 一 君

議事日程（第2号）

第 1	一般質問	7 番	坂本 豊 議員
第 2	一般質問	1 番	久慈省悟 議員
第 3	一般質問	3 番	木村 修 議員
第 4	一般質問	2 番	藤田修一 議員

午前9時35分 開会

○副議長（木村 修君） おはようございます。

久慈隆一議長から、今定例会に出席できない旨の欠席届が3月7日に提出されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、議長の職務を行います。

ただいまの出席議員は6名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 7番 坂本 豊議員

○副議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は4名です。通告順に一般質問を行います。

7番坂本 豊君の質問を許します。7番坂本議員。

○7番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊でございます。

まず、T P Pについて質問をいたします。

T P Pへの参加は、日本の農業、水産業だけでなく、あらゆる分野の関税や規制が緩和されるために、日本の産業経済に与える影響ははかり知れないものがあります。医療における看護師なども外国から入ることになります。ところが、これを推進するマスメディアが一斉に正月に社説でT P Pを強力に参加を政府に迫る報道がされ、波紋を呼んでいました。まるで戦前に戦争をあおる報道をしたときと同じ形態であります。

村民の間にも、まだこのT P Pについての影響力を知らされていないのが実情であります。農業だけでなく、すべての中小企業も巻き込んだ経済破壊が起きてきます。アメリカと日本の2国間の実質貿易協定でG D Pの割合を見ても、この2国間だけで90%を占めています。村長は前回の質問にはT P Pへ反対を表明しておりましたが、この協定の危険性を村民の多くの方々へ宣伝するためにも、反対のための決起大会を開くべきではないでしょうか。一番影響を受ける農業団体の農協はもう既に蓬田村にはなく、あるのは青森農協の支店だけであります。村で開くためには力がないと思います。蓬田村が音頭を取ることで多数の村民が参加できる大会が開けるとしますので、ご答弁をお願いいたします。

○副議長（木村 修君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） このT P Pについては、青森県、あるいはまた市町村、それから農業団体等も反対しております。既に町村会では、町村会の定期大会ではこれに反対す

るといふことの決議案が満場一致で可決されまして、各県に陳情をするといふこととご
ざいます。また、その他の団体も農業団体以外の団体も非常にこの関税の撤廃は日本の
経済そのものを根本から揺るがすものだといふことで、反対している団体が非常に多く
見られているわけでありまして。ですから、これは当然反対してくべきものだといふよう
に考えております。

ただ、蓬田村で決起大会といふこととございますけれども、今のところは我々関係町
村、そういった関係町村といふか、町村会ですね、町村会とか、県あるいは農業団体等
が主体的になって反対していますので、村民大会まで開くようなまだ時期ではないので
はないかなといふように考えております。また、国会の方も非常に揺れておりまして、
このTPPについてはどうなるのか、全く先行きが不透明だといふように考えておりま
すので、いまちょっとしばらく待ってもよいのではないかなといふふうに考えておりま
す。

○副議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 村長が音頭を取ってこういう政治的な発言をするといふことは非
常に難しい面もあると思うし、国や県に対するそういう遠慮といふのもあるかと思うわ
けですよ。でも、TPPという言葉そのものもそうですし、中身のことについても村
民の多くはまだ理解していないといふのが実情だと思います。私も一応個人的にアンケ
ート調査などをした、その今まで来ている集計を見ましても、3割の方がTPPについ
ては理解していない、わからないといふ声が大いわけです。また、2割以上の方はT
PPには賛成といふ意見も出ているように、そのTPPに参加して関税がゼロになった
ときには、自分たちがどのような大きな影響を受けるかといふことをまだ理解してい
ないといふふうに私は認識しているわけですね。ですから、村長が音頭を取ることによ
つて、どういふ影響があるのか、多くの方々に教えるといふことは私は大事だと思いま
すね。ですから、今質問しているわけですよ。

前原前外務大臣が、このような発言をされましたよね。GDPに占める割合が農業関係
では、1次産業ですから水産業も含むと思えますけれども、「約500兆円以上の日本の
GDPに占める農業関係は1.5%だけである。ですから、このわずか1.5%の農林水産業
を守るために、残りの98.5%が犠牲になってもよいのか」、こういう発言をしまし
たよね。これは覚えていると思えます。といふことは、弱者であれば切り捨ててもよいとい
ふことにもつながるわけで、全く農業軽視、こういうふうにとられるわけですよ。とこ

ろが、その後、実はT P Pへ日本の参加を強力に圧力をかけているアメリカ、そしてE Uの農業に占める割合はどのくらいかという報道があったわけですが、それはわずか1%か1.2%しかない、つまり日本と何ら変わりがないということなんです。アメリカでもヨーロッパでも、農業がそのG D Pに占める割合というのはその程度だと。それなのに、フランスなどを見ても、ヨーロッパの国々は農業にすごく力を入れて食料の自給率がもう100%以上、フランスにおいては150%以上という結果を出しているわけです。ところが、日本はご存じのようにわずか40%を切っています。これがT P Pが支援され参加をすることになれば、13%に落ちると。民主党はかつて公約で50%に自給率を上げると言っていたわけですよ。これがまさに13%に下がってしまうことはわかっていながら、公約に反するこういうことをやっているわけです。

先ほども言ったように、農業だけではないんです。東奥日報の記事にもありましたよね。農業以外にも批判が高まっている。それは、看護や医療などの自由化も含まれる。こういうことになりますと、今看護師不足で大変だと言われておりますけれども、アジアのフィリピンとかインドネシアとかの方々が日本に看護師としてたくさん押し寄せてくる。そして、今ほとんど向こうから来ても日本の医療の看護師の基準が高くて、合格する人は1%に満たないと言われていた中で、緩和をされると日本の医療機関に余り日本語がわからないそういう人たちがどんどん入ってくると。ちまたではね、患者になるためには英語を勉強しなければいけないという笑い話まであるんですよ。ですから、そういうことになってしまったらもう大変なわけですね。

ですから、このT P Pに対しては農業者以外は無関心なような感じがいまだにあります。ですから、私は村長にこのことをお願いしているわけです。そういう点について、村長、もう一度何らかの形であなたが本気でこのT P P参加を阻止したいという気持ちがあれば、私は幾らかでもおおげさな大会を開かなくても何らかのことができるのではないかと期待しているわけですが、それについてもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 先ほども言ったように、この県あるいは市町村、それから農業団体、あるいは農業団体以外のそのほかの団体も各組織で決定して、そして政府に要望書、あるいはまた決議文などを出して反対しているわけでありますので、現在のところは各市町村で青森県の場合もこの決起大会まで開くという町村がありませんし、今のところ

はそういう方向でこのT P Pの阻止に向けてやっていきたいとこのように考えております。

○副議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） やはりそれは傍観者ということにもつながるわけで、我々には余り関係がない、そういう感じで市町村が音頭を取ってやるということは、様子見をしているということにもなって、政府に逆らうということをやれば何らかの目に見えない形でのペナルティーなどを恐れてそういうものは開かれないというふうにもとられるわけですね。沖縄の問題を通して、沖縄は大変屈辱を今起きているということで、県議会もその決議をしていますよね。

そういうことを含めると、青森県は農業県です。北海道もそうですし、このT P Pで壊滅してしまうということはもう明らかなわけです。あなたは前の12月の質問に対して、林業がまず最初に自由化で破壊されてしまったという話をいたしました。まさにそのとおりなんです。林業はいち早く自由化したために、日本の山村がほとんど林業から手を引かざるを得なくなったということで、その影響は大きいわけです。米が今一番の大きなまだ770%という関税がされているために、これがゼロになるということは、今アメリカの米の生産というのは400万トン以上であります。これもほとんど減反をして400万トンなわけで、700万トン日本で生産する量に匹敵するだけの生産をすることができるわけですね。ですから、もしT P Pに日本が参加して米の自由化が実現すれば、アメリカは幾らでも日本の量を上回るだけの生産をすることができるわけです。ですから、価格も日本の4分の1です。この米が仮に1俵当たりいたしますと2,000円から2,500円で輸入されるということになれば、どうですか。日本の米は今1俵当たり1万5,000円が生産費がかかっていると言われていのかかわらず、1万円以下の価格になっているわけで、ほとんど赤字なわけです。それにさらに低い2,000円台の米が入ってくれば、日本のこの水田はほとんど壊滅でだれもつくらなくなる。そういうことになるわけです。

かつて村長が役場の課長当時ですか、その前のときにもナメコの栽培を手がけたことがありますよね。そのときも順調にいったナメコ栽培も、実はあっという間に崩れてしまいました。その大きな原因は、賃金の物すごい安い中国から大量にナメコが日本に入ってきたために価格が総崩れになって、ナメコの生産ができなくなったという経緯があるわけです。ですから、輸入というのはそれほど大きなものでした。私どもはナメコが

自由化、そういうふうには中国から安いものが入ってくるとは全くわからないで栽培をしていたのですが、それがもう輸入によって壊滅したわけです。ですから、今の日本の水田を守るためにも、こういう雨の多い日本の農地、それから土地を守る上でも、水田というのは大きな役割を果たしています。それは金額にいたしますと、もう年間8兆円規模のダムに相当すると言われていたほど、水田というのはその大雨を防ぐ効果はあると言われていたわけですね。

そして、このもう1点ですが、TPPに参加して日本の農業、そして蓬田村の経済である水田がだめになってしまうということになれば、役場の職員、そういう人たちにも影響があります。ですから、役場がなくなってしまうんですよ。というのは、農業人口が減るということになれば、ここに住んでいる意味がないわけで、人口がどんどんなくなってしまいます。そうしますと、役場も当然なくなって町村合併、市町村合併ということにもなりかねないわけですね。

ですから、先ほど同じ質問をして申しわけありませんけれども、ここはこのTPPというのがいかに将来を見渡して蓬田村の経済、生活を破壊してしまうのかということ村民に知らせることが必要だと思いますので、こういう広報ということもありますけれども、何らかの形で、政治的発言をするというのは差し控える部分もあると思いますが、これは一大事だということで、何とか村が音頭を取ってできないのか、再度再考を求めて質問いたします。

○副議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） この重要性というのは、これは国民全体がわかっていることでございます。先ほどから何回も言っているように、今現在はそういう状況で反対運動を起こしているわけでありますから、そういう時期になってきたら、各関係機関とも十分相談しながら、各関係機関というのは農業団体とかその他の団体等々と十分協議しながら、そういう方向に行かなければならないときはちゃんとやりますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。別に政治的に民主党に遠慮しているということではございませんので、そこは心配しないでください。

○副議長（木村 修君） 7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 次に、2番目の住宅リフォームの助成制度について質問をいたします。

住宅リフォームをする個人へ上限を決めた自治体の助成制度が今大変注目を集めてい

ます。その経済効果は助成額の10倍以上を超えていると言われています。長引く不況のために、業者の仕事が大変減っております。村が浄化槽の設置に助成をしているように、住宅リフォーム制度をつくって援助することで、少しでも業者の仕事がふえ、村が活性化すると思いますので、ぜひ実現の方向で検討してもらえないか、質問をいたします。

○副議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前9時54分 休憩

午前9時55分 再開

○副議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

総務課長、答弁。

○総務課長（八戸純一君） ご質問については、村独自で住宅リフォーム助成制度を設けて、それで……、設けて住宅のリフォームを実施することによって、その波及効果、具体的にはその建築業者並びに住宅をリフォームした本人がよくなるということで、実際具体的には県外の市町村ではやっているところがありますそうでございますけれども、具体的に本村で導入できるかどうかはまだはっきりこの場では言えないわけですが、現在本村では新築並びに改築の際にトイレ等の合併浄化槽についての設置については国・県の補助を受けまして実施しておりますので、いずれにしてもこの制度が具体的に県内でも実際に行われているのか、その辺も調査してみたいと思っていましたので、よろしく願いいたします。

○副議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 国土交通省は、「住宅は単に個人の私的財産と考えているのではなく、安全、環境、福祉、文化といった地域の生活環境に大きな影響を及ぼすという意味で、社会的性格を有する」というふうに発表しているわけです。ですから、単に住宅のリフォーム助成に役場が助成するということは、私的財産に対して助成をするということで、否定的な見方がされていたわけですね。ところが、今言ったように国でもこのような見解を持っているわけです。

それで、日本共産党は各地でこの住宅リフォーム助成制度を議会で取り上げてきた経緯があって、埼玉県でもようやく知事が検討するという答弁をしたとあります。そして、兵庫県の明石市でもこの建設関係の労働組合などから要請を受けた住宅リフォーム制度について調査活動を丹念に行って、市民が市内の業者を使ってリフォームする際に助成

するという制度を実現したというふうにあります。そして、明石市では3年間に800人が利用して、6,500万円の助成が実現したとあるわけです。その経済波及効果は10億円になる。阪神震災……、阪神地域は18年ぶりだけれども、明石市は毎年効果があるという報道がされているわけです。滋賀県の近江八幡市ではこういう例があります。市が4,500万円の予算計上を行って150件程度の予算を予定しておりました。その申し込みの日に徹夜で並んだ人をも含め、282件の申し込みがあって、市は急遽4,000万円の追加予算を組んだと。それほど住宅リフォーム制度に申請をしたいと願っている市民が多かったわけですね。具体的に言いますと、10万円以上の修繕に工事費の15%を助成をする。上限は30万円。この助成制度の波及効果は物すごく大きいと言われているわけです。というのがまず県内の各地で行われている住宅リフォーム制度でした。

当初は今課長が答弁したように、どこの市でも否定的な答弁を繰り返していたわけですね。ところが、ようやく粘り強い請願署名などを通してこの住宅リフォーム制度が実現した市では大変な効果があって、今反響を呼んで全国からも注目をされているわけです。ですから、蓬田村では浄化槽のものに一定の村でも助成をして実施していますよね。ですから、浄化槽は下水道を設置する代がえとして行われているわけですが、住宅リフォームの問題についても、先ほど国の指針もあるとおおり、ぜひ前向きで考えていただきたいと思うわけです。これによって村の活性化というのは必ず図れると思います。

皆さんご存じのように国が、これとは話違うわけですが、エコ減税とかいって車を購入する場合に助成をしましたよね。それから、ETCの場合も推進するために国が補助金を出しました。そうしたら、もう長蛇の列をなして申し込みをされて、もう売り切れ状態になってしまったということもあるとおおり、ほんの少しの助成で国民の皆さんはやる気になるわけです。ですから、今10万円、20万円住宅をリフォームする際に役場が助成しますよというものがあれば、お金がかかるのでためらっていた人たちもこれを契機に、ではもらえるのであれば住宅を新築でなくても直したいという希望者が私はあらわれると思いますよね。ですから、そうしますと前にも公営住宅の建設のときにも言いましたように、住宅を1軒建てるということは70の業者の仕事がふえるということにもなるので、こういうことをぜひやって、この不景気で沈滞ムードの村に対しても活気を取り戻せるのではないかと思いますので、再度ご答弁をお願いいたします。

○副議長（木村 修君） 総務課長、答弁。

○総務課長（八戸純一君） 住宅リフォーム助成制度につきましては、先ほど議員の方か

らもありましたように、各個人が所有する住宅に対して市町村が、村が助成してもいいのか、その辺の課題のクリア、それからこの助成制度を導入することによって財源的にどのぐらいの予算が必要なのか、その辺見きわめながらですね。いずれにしてもこの趣旨は地域の活性化を図るということで、それが主な目的であるかと思っておりますので、目的そのものは大変よろしいのではないかと考えています。いずれにしても、現在村の方もさまざまな大型事業も抱えておりますし、その辺の財源の検討も必要ですので、いずれにしても今後を見据えて我が村も導入すべきなのかどうかは当然調査なりしていく必要はあるかと思っております。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 財源については、予算委員会的时候にも私が言いましたよね。ここの年の村の借金残高は20億円、そして返済もここの年3億3,000万円、来年からもずっと減り続ける。ピークが過ぎて減り続けるということを私は言いましたよね。ですから、今借金が毎年どんどん、どんどん減っていく。だからといって、あれもこれもというむだ遣いをしてほしいということではないんです。財源についてはもうこれから厳しくて返済額もどんどんふえていくという時代であれば、大変だと言えるかもしれません。ですが、後でも述べますけれども、公営住宅の建設で約5億円以上の借金もしなければならぬはずであります。ましてや、道の駅ということもあれば、相当5億円以上の事業費もかかると思っています。ですけれども、この財源については村の業者の仕事がふえて税収が伸びるということもあるわけですね。ですから、皆さんが思っているほど財源を必要としないと、年間1億円も2億円もということではないんです。わずか1割程度の助成で大きな効果が得られるということで私は言っているわけです。

調査をしてみたいということではありますが、県内でまだやられているところはありませぬけれども、各自治体ではこの住宅リフォーム制度を毎回のようには議会で取り上げて今実現を求めていますけれども、もし蓬田村が率先してやるならば、私は県内でもかなり進んだところだということで、村自体が有名になると思っていますよ、村長。この辺について、あなたが青森県で一番知名度が低いと言われている蓬田村の知名度を上げるチャンスにもなるのではないですか。村長から一言答弁をお願いします。

○副議長（木村 修君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） いろいろ言っていることはわかるんだけど、現実にはまだ全国的にも何か所もないということと、それからうちの方では合併浄化槽について1件当

たり45万円ほど補助を出しているわけでありますから、ですからリフォームする際に全体的に考えてみても今はほとんど水洗トイレを取りつけるわけであります。それで45万円ぐらい補助を出しているわけでありますので、現状ではそちらの方を十分利用していただきたいと、こういうように考えるわけであります。リフォーム、どのぐらいの総額でやって、どのぐらいの割合で補助を出せばいいのか、その辺は我々といたしましても非常にまだつかめていないものですから何とも言えないわけでありますが、ただ、うちの方では水洗トイレとか、そういう環境の整備についてはそのくらい出しているということだけは理解していただきたいと思います。

○副議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 次に、3番目のホタテの問題について質問をいたします。

前回質問をいたしました。ことしの水揚げ減がどれほどになるのか、まだ予想がつきませんが、恐らく平年の2割から3割ほどと見られています。資材の経費や購入した新造船などの支払いがある漁師では生活費も出ない状態になります。共済金もそれほど見込めませんから、生活が大変になることが予想されます。同じ陸奥湾内の青森市では、ホタテのへい死対策で4億円から5億円の予算を計上しています。村でもそれに劣らない金額を予算化してもよいのではと私は思います。

村の基幹産業を守り、そして育てることは、行政の仕事であります。厳しい財政ではありますが、かつてない被害ですから十分な対策が必要であります。来年度の予算を見ても、生活資金関係はありませんが、ホタテ漁師の方々は漁業関係機関からの借り入れも思ったより借りられないと言っております。そうなれば、村でも考えてよいのではないかと思います。ホタテのへい死対策本部、どのようなことが検討されてきたのか、答弁を求めます。

○副議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） ただいまのご質問でございますけれども、支援策としましては、まずは22年度2月までの支援といたしましては、576万円支援してございます。それで、新年度に向けての予算としましては、支援の予算といたしましては、2,590万円ほど予定してございます。それで、総額からいきますと、まず5,000万円近くのものをしておるわけでございます。それにプラス、ちょっと22年度にさかのぼりますけれども、これは県から漁協へ直接委託事業としまして採苗器の作製委託料として850万円ほど入ってございます。これは村を経由しないで県から直接でございます。それと、特定

非営利活動法人漁村活性化推進機構というところから、これは県漁連が窓口になっているわけですが、こちらの方から1,000万円の助成を受けてございます。これはヒトデの駆除とか、それらのものに対応する資金でございます。トータルしますと、先ほど言ったように5,000万円ちょっとのお金の支援策になるというふうに考えていますので、青森市では4億から5億円とかと今議員おっしゃっておられましたけれども、我が村のこの小さな規模の村で5,000万円ほどというのは、私は十分だとは申しあげませんが、かなり支援しているのではないかと、このように思っております。以上です。

○副議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 5,000万円といえば、青森市のホタテ漁師の方々の数というのは私ちょっと把握しておりませんが、10分の1ということになっても十分だと課長は思っているようですね。私はこの漁師の皆さんが、ことしまだ水揚げがないので、今は昨年度の売り上げ、水揚げの部分で生活できるわけですが、4月、5月から始まる収穫が全く見込めないということになれば、ことしの夏あたりからの生活費が大変になるということが予想されるわけですね。そういう場合、役場を通した生活資金の助成、社会福祉協議会を通じてでもよろしいですし、そういう短期の借り入れ、そういう枠を設けることができないのか、この点についてぜひ伺いたいと思います。

○副議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） まずその前に、課長は十分だとおっしゃったと言いましたけれども、私冒頭言いましたように、十分だとは私は言うておりません。ただ、この小さな規模の村でそれだけのものというのはかなり支援しているのではなかろうかということで申し上げたわけでございます。それをひとつ申し上げておきます。

それと、生活資金ということでございますけれども、今現在うちの方では生活資金なるものを名目のものを考えておりません。ただ、先ほどおっしゃった5,000万円の中の支援等があれば、当然生活資金とかそれらのものにも一応振り向いていくと思いますので、私はその辺で生活資金等もカバーできるのではなかろうかと、このように存じております。それと、生活資金という名目で借りたいとなれば、うちの方では考えてはおりませんが、漁協の方で低利でもって借りる資金があると私聞いております。それは何か2.5%資金だそうです。それで、利子助成が県が1%、村が1%ということになっているそうですので、その点につきましては漁協の方とご相談くださればと思っております。

ざいます。以上です。

○副議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 農家の場合は大冷害になったときに強制的な農業共済制度があつて、ほぼ壊滅状態になつても8割は補償される制度があります。しかし、皆さんご存じのように、漁済といつて漁業の共済制度については、余り多額の共済金というのはほとんど来ないというのが現実であります。ましてや、余りにも制度そのものが不備というか、魅力がないというのか、その辺はいろいろ理由があると思ひますけれども、蓬田村ではほとんど加入していなくて、4軒ほどしか共済に加入していなかつたわけですね。今急遽ことしの水揚げが減るということで指導を受けて入つたわけですね。ところが、それをもつてしても、ほんのわずかししか共済金がない。前にも資料をいただきましたけれども、2,000万円ほどの水揚げがある方でもわずか192万円しか来ない。1,000万円となるともつと下がるわけで、到底生活資金に回せるほどのお金ではないということでありまふ。いってみれば、自分の経営なので、その辺のことを予想して蓄えておくべきだなどという声もあると思ひますけれども、そういう今までこういう甚大な被害というものはないので、そういうこともしてこなかつたと思ひます。

ですから、とにかく生活資金がなければ大変なので、借りる場所もまた限られていて金額も少ないとなれば、私は大変なのでその辺は漁協と十分協議をしながら、そういう福祉資金、生活のとりあえず資金を仮に5,000万円ほどでも基金を積んで長期的に返済を求める形で貸付できないのかということをおは求めているわけですね。

その点について、話は全く違ひますけれども、蓬田紳装でも村から今まで銀行から借りると利子がかかるので、村が3,000万円の枠で融資をするということを決めているわけですね。これは大きな会社なので比較にならないと思ひますけれども、会社といえどもそういう村が独自に枠を設けてやっているわけですね。漁師もやはり産業ですから、そういう緊急の場合の助成ということをして、私は何ら問題はないのではないかと思ひます。ですから、その辺について、1点は漁協と十分協議してそういう生活資金が必要だとそういう要望があれば、これに対してこたえることができるのか、再度答弁を求めます。

○副議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） 我々もこれから今こういう5,000万円です十分だとおは思ひつてはいいませんが、漁協の方とも極力これからは協議をしながら、今までも要

望等はほとんど聞いてきております。だから、これからも財政当局の方とも、村長はじめ財政当局とも話を積みまして、その辺は要望等にできるだけこたえていきたいとこのように思っております。以上です。

○副議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） それでは、次に、道の駅の建設についてお伺いをいたします。

道の駅の建設は、十分な議論もされないままに今まで進んでいます。どのような設備を導入するのか、利用する人たちと協議を具体的に行っているのか、疑問もあるわけです。関係者との協議はなされたのか、まず最初に答弁を求めたいと思います。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 道の駅計画につきましては、具体的にどういう規模で、また、その施設の内容等につきまして基本的なもの、要は要するに紙に書いて口だけ言っているのではなく、頭の中で考えている、役場自体が考えているものを具体的に紙に書いたものをつくって、それに基づいて具体的に現在加工、農産物の加工とか、そういう活動をしている人たちと協議する場合も、そういう具体的なものを目に見えるものになる資料がなければなかなか前に進んでいかないのではないかとということで、今回その基本計画なるものをつくるための経費を見まして、現在その計画づくりをしているところでございます。いずれにしても、今月末には具体的なそういう基本計画ができますので、それに基づいて具体的にどういう施設の内容とか、あとは運営とか、そういうのが具体的にこれから話し合いをして詰めていくということで考えております。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 私は話し合いが先に行われて、それをもとに図面を書くというのが先だと思っています。今のやり方だと、図面を先に書いて、これにつけ足すものが何かあるかという具合で皆さんの意見を聞いてやるという、こういうやり方は間違いだと思っています。

最初に唐突に出されましたよね。計画が。それで、いきなり80万円の調査費を12月議会で出しました。今回の議会の補正予算にはもう既に3,500万円ほどの設計料、調査費が計上されています。こういう形できますと、話し合いがなされないままにどんどん、どんどん計画が進んで、建てられる場所ももう既に決まっている。そうしますと、だれが見ても建設が先にあるというのを前提でありまして、もう走ってしまった機関車をとめることなどだれもできません。一たん走ってしまった機関車を住民の人が手で支えた

り引っ張ったって、とまるわけがありませんよ。そうではなくて、どこに走るのか、何のためにやるのか、どこへ行くのか、それをまず最初に計画を進めていくというのが筋ではないでしょうか。順序があべこべです。どこへ行くのか、だれが行くのか、そういうのを目的も行き先も知らないで、まず最初に自動車を出せ、自動車を出せと。それにおくれないように乗ってくださいと言っているようなものではないでしょうかね。

ですから、こういう大きな事業を進めるときは、1年以上の時間をかけて十分に関係者と話し合いをして、何度も何度も会議を開いて煮詰めていく。こういうことをやっていかないと、私は同じ建物を建てるにしても、いいものはできないと思います。もう数億円、5億円も、前5億円という言葉が出ましたよね。恐らく建物だけでそうだと思います。造成工事等を入れると1億円以上かかると思いますよ。造成費だけでも1億円、土地の購入費だけ4,000万円を超えだと思います。そうしますと、もう6億か7億円の事業になってしまうわけです。ですから、こういう大きなお金を別なところに使うこともできるし、そういうことも私は考えられると思うわけですね。なぜ村長はこのようにあせているのか、目的をみんなに知らせる前に機関車を出して発車させてしまっているのか、そこを疑問に思っているのか、答弁をお願いしたいわけですね。

それから、もう1点お聞きしたいのは、この事業がもし仮に3,500万円の事業費が執行できないということになれば、今きているこの予算というのは別のところへ回すことができるのか、この2点についてお伺いいたします。

○副議長（木村 修君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 坂本議員の言うこともわからないわけではありません。ただ、こういう事業というのはまず議会と相談すべきだと思いますよ。まず議会の同意を得ないと、議会の同意を得ないとこのまず地域住民に対する説明というのはなかなかこれは無理だと。前にも議員の皆さんがおっしゃったように、議会が先か地域住民が先かと、こういうことでいろいろ我々もおしかりを受けたことがありますけれども、やはり何といても議会にこういう計画がありますよと、一つには12月議会でしたかな、そのときに80万円ほどちょっとした概略をつくるときに、業者に委託しますということでやったわけです。そこからまず始まっていると。そして、そのときには80万円については概略についてこの議会の皆様方から議員の皆さん方賛成を得たわけでありまして。そしてまた、今度はある程度今総務課長おっしゃったように、地域住民にも説明をして、何をやればいいのか、やはり1年ぐらいかけて説明をしていくと。

ただ、全く何もないところで説明ということになりませんので、うちの方ではこういうところにこういうものを作って、こういうぐあいに地域の人たちに参加してもらうとか、そういう概略を今これからつくるわけですね。ですから、私は今議員の皆様方に去年の12月に説明して、あのときからの発車でありますから、これから今回の予算案が皆さんの賛同を得られれば、これは進めていくということになるわけであります。決して唐突な考え方というのは、これは私はおかしいと思うんですね。そういう考え方で来ているわけではございません。ですから、これからなんですよ、これから。そういうことをひとつ坂本議員も理解してほしいと思います。

○副議長（木村 修君） 総務課長、答弁。

○総務課長（八戸純一君） 私の方からは、今回、今議会に提案しております3月補正の平成22年度3月補正予算の中に計上してございます道の駅関係の3,549万円についてご説明いたします。

この予算につきましては、財源は国から交付されます地域活性化交付金4,010万円の中の3,141万円を交付金で賄うということで考えてございます。残りの分は一般財源を充当してございます。これにつきまして、ほかの事業に振りかえることができるのかということでございますけれども、いずれにしても役場としましては現在道の駅計画をぜひ実現したいということでこれらの予算も計上しておりますので、その辺のご理解はお願いしたいと思っております。ちなみに、この予算は22年度から23年度への予算全額を繰り越しして、実際は23年度から実施するというように計画してございます。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 村長とはちょっと見解が違うので、意見が食い違っていると思います。そして、総務課長が答弁した地域活性化資金ですか、何としても道の駅に充当したいということで答弁がありましたけれども、ということは裏を返せば別のところにも使って全然差し支えないということになるわけですね。そこを再度確認したいと思いません。

それから、もう2点目は、私が今村民の皆さんにアンケートをお願いしていますが、この道の駅について賛成か反対かというのを聞いているわけですが、賛成だという意見は19%で、反対が69%でした。これはきのう、おとといまでの集計であります。わからないという方は22%でした。どこへ行っても道の駅の話をする前に、村民の方か

ら私どもへ「あれは何なんだか。こういうの建てていいんですか」、そういう否定的な意見がほとんどでした。ぜひ進めてほしいという意見はほとんど聞かれませんでした。それほど村民に対しても十分浸透していないし、必要性を訴えられていないわけですね。村長は先に議会の同意を得ると言いましたけれども、議会は、議員は住民の代表です。ですから、議員は住民の意見を聞いて議会で判断するわけで、住民が反対しているものを同意できないわけですよ。そこわかりますよね、村長。ですから、住民が反対しているものを議員が賛成すれば、それは議員は住民から選ばれた代表でないということになってしまいますので、私はまず村がどういう必要性を感じて今早急にやらなければならないのかも含めて、十分村民の皆さんに説明をしなければならぬと思っております。

ただ、もう1点お聞きしたいのは、なぜこれほどあせっているのか。以前、外ヶ浜町で先に道の駅をつくってしまうのではないかというおそれがあるのか、その点についてお伺いをします。さらにもう1点は、外ヶ浜町には「だいば」という道の駅があります。それから三厩にも青函トンネルのところに記念館のところにもあります。ですから、蟹田が仮にもう1件つくると、同じ町に三つの道の駅を抱えるということにもなるわけですね。ですから、ご存じのように平館にある道の駅「だいば」はほとんど客がないときえ言われているわけで、これはだれが見ても失敗なわけですね。こういうことも含めてご答弁をお願いをいたします。

○副議長（木村 修君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） うちの方の現状を見ますと、マルシェでは大体今の売り上げの現状は6,000万円から7,000万円ぐらいだと思っております。それから、よもつとが1億五、六千万円とこのように売れているわけでありまして。そういうところを見ても、うちの方としては2億前後、2億以上は売れているというような状況でございます。また、先ほどらいTPPの話もしてきましたけれども、これからはどう見ても米の価格が上がっていくと、農家所得がつまり落ちてくる可能性は十分あると。恐らく現状では農家所得は上がってくるということは考えられないだろうと。ですから、第2次、第3次、加工をしてそれをこの地域の人はもちろん、村内外の、村外あるいはまた観光客の人たちに買ってもらうという、そういうやはり産業構造をつくっていかなければ、蓬田村の活性化は成り立たないと、そういう長期的な考え方でありまして。蟹田がつくろうがつくらまいが、それは蟹田ではなくて外ヶ浜です。外ヶ浜がつくろうがつくらまいが、それは別の話でありまして、蟹田も今駅の下につくっておりますし、「だいば」にもあるようでご

ざいますけれども、ただ、それとは別にうちの方は地の利を生かしてそういうぐあいに農家の所得をふやしていくということは非常に今大事なことだろうとこう思っております。

また、ちなみに、現在入りたい人もたくさんいるわけでありませぬ。でも、マルシェの方は280号バイパスができて車の交通量が少なくなったということで、売上げが落ちてきているということでございますので、やはり農家の所得を考えた場合には、農家だけではなくてです、村民のことを考えた場合には、やはりもうちょっとスケールの大きいものをつくって、もっと地域の人たちに入ってもらって、そして収入に結びつけるという考え方というのは私はこれからとっていかないと、蓬田村のこの活性化にはならないだろう、所得の向上にはならないだろうと。だからといって、他の企業が入ってくるような、誘致できるような状況にもございませぬ。紳装についても十数年前は100人から200人、そして現在は230人と雇用がふえているわけでありませぬ。ですから、私はやはりこの産業構造そのものが農業を主体にしてやっていくと、紳装と一緒にそういうのをやっていくということ、私はこれに期待をしているわけでありませぬ。ですから、坂本議員が言うように、今までの農をそのまま継続していった方がいいのか、それとも展開していった方がいいのかということになれば、私はやはり展開して行って、もっともっと地域の人たちに入ってもらって収入を得ていただくというのが私は将来的に絶対プラスになると、このように考えております。

○副議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 1項目目の質問がもう過ぎていきますので、質問はしないで意見だけにしておきますけれども、道の駅そのものをつくって農家の活性化を図るという構想そのものは私は否定しませぬ。ですが、今問題にしているのは、住民とよく準備をして、1年以上準備をして関係者と十分協議をしながら、唐突にやるのではなくて、どういうものをつくったらいいのか、どういうものが出せるのか、そういう会議を1カ月に1回ぐらい開いてでも、そういうのを十分に煮詰めた上で出発していくことを求めているわけで、この建設そのものはだめと言っているわけではないんです。ですから、村民の皆さんもなぜこれだけ反対しているのかということ十分に聞かなければいけないわけですよ。これは現実です。村長が幾らいい話をして、反対している住民が多いという中で発車するという事は必ず批判も出るので、私はぜひ慎重にやってほしいということで、ここは一たん立ちどまって皆さんの意見をぜひ聞いていただきたいと思っております。

それで、次に2項目目の加工場のことについてお伺いします。

最初の説明では加工場も併設をしましたが、ここへ米粉をつくる製粉機械の導入ができないかということをお求めたいと思います。最近、ご存じでしょうけれども、米粉ブームという現象が起きています。米粉でパンだけでなく、ラーメン、ケーキまで登場しています。どれも小麦を使用したものと違って、ヘルシーさと食感のもちもち感がよいと受け入れられています。村で機械を導入して、それを契機に村内の婦人たちの協力を得て商品開発をして、それに対する援助ができないかということです。昨年度も米粉導入について質問をいたしました。再度導入の検討余地はないのか、ご答弁をお願いします。

○副議長（木村 修君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 先ほども言いましたけれども、私の考えは、まず議員に相談して、議員に我々の考え方を、村側の考え方を示していくと。そして、今度は順序として地域住民の説明に入っていくと、こういうことでございます。というのは、前にも言ったように、その地域住民が覚えていて議員がわからないということで、我々、議員の皆様方から相当おしかりを受けたこともございましたので、やはり議会でちゃんと確認して、我々もやってもよろしいですかということで確認しながら、そして地域の人たちと相談していくと。

そして、今加工場のことを言いましたけれども、やはりさまざまなやり方がありますけれども、それはこれから我々も各道の駅、あるいはまたそういう直販所等を見て回って、何がいいのか、蓬田村にとっては何がいいのかということをおこれから検討していくと。もちろん、我々今のところ資料も大分収集していますけれども、これはこれから例えば農協さんとか漁協さんとか商工会、あるいは入っている人たち、道の駅で今活躍している人たちの意見も十分聞きながら、例えば米粉がやればいいのか、あるいはそば粉をやればいいのか、あるいはまた納豆、豆腐とかみそとか、あるいはまたトマトの加工食品あるいはその他の加工食品をどういうぐあいなものをやればいいのかということはこれからであります。恐らくさまざまな注文が出てくると思いますので、その辺はこれから十分煮詰めていかなければいけないだろうと。もちろん、これはもっとオープンに地域の人たちの声を大切にしていきたいと、このように考えております。

○副議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 米粉の導入の答弁というのはいただけませんでした。加工場は前

の総務課長の説明で図面を見せてもらいましたが、想像していたのとは全く違って、売り場から少し離れたところに配置をされています。これでは加工場を同じ場所ではなくて別でも構わないということ的印象を受けたわけです。なぜあの道の駅のそばになければいけないのか。併設するというのであれば、道の駅の中に加工場をつくるということを私は想像していたわけです。なぜこのような設計なのか、村で設計会社に頼んでこのようにしてもらったのか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 先ほども申し上げましたけれども、今回村の方でつくっております基本計画の中の平面図で示してあります農産物加工所の位置等につきましても、施設の内容につきましても、あくまでも役場がたたき台になるもの、そういうものもなければやはり話し合いも具体的に進んでいかないというふうなこともあるのではないかとということでつくっている計画ですので、それが現在そのまま固定して進めるということではございませんので、先ほども言いましたようにこれから具体的に話し合いを何度もして、その中で詰めていけばいいのではないかと考えております。

この米粉につきましても、できればそういうふうな話し合いの中で具体的に必要であるということであれば導入していくとか、そういうふうな方向になるのではないかと考えております。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 場所の問題について質問をいたしますね。最後ですから。

図面を見せてもらってびっくりしたのが、ちょうど公営住宅が建設されるバイパスを挟んだ向かいの東側に設置されています。そうしますと、ご存じのように東側には農免道路もあるし、水田が低い状態であります。農免道路を横断して道の駅の建設場所に一本道で入るように図面は書かれています。こういうことでは非常に車は入りにくいわけで、農免道路との交差はどのようになるのかといえば、またこのように山型に盛り上げてつくらざるを得なくなると。そういう場所の選定も非常に悪いし、車の出入りも入りにくい。まるで袋小路に入るような形の建物になってしまいます。こういうのも含めますと、バイパスも含めて道の駅を建設する場所も一定の高さで平面にしないと私はいけないと思っています。そういうことも含めますと、今図面で示されている場所は私はよくないと思います。

それと、こういう村の道の駅の建設に当たって、公営住宅の建設が前にありました。

こういうもの、道の駅を建てる構想があれば、公営住宅の建設と並行して計画を立てなければならなかったのではないかと思います。そうしますと、場所の選定も非常に私は不都合が生じると思ったわけです。この2年も3年も前に決めた話ではないので、今道の駅の建設が昨年12月ごろから浮上してきたので、公営住宅の建設と並行してやれば、土地の場所ももっとスムーズに東側でなくて西側に道の駅を建設することもできたらうし、その西側に公営住宅の建設もできたわけであります。あそこに建てると、住宅の人たちが今子供が大きくなると道の駅に行くためにバイパスを横断しなければいけません。そうしますと交通事故の心配もあるわけで、あその場所というのは本当にだれが考えても余り好ましくないようにも感じられます。ですから、そういうものも場所の選定も含めてこれから十分に論議をして議論をして、早急にやるのではなく十分皆さんの同意を得ながらやっていった方が私はベターだと思いますので、最後に答弁を求めます。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） いずれにいたしましても、役場が今回つくったのはたたき台になるということの考え方のもとにつくっておりますので、それを強引に押しつけるとか、そういうふうなことは考えてございません。いずれにしても今回用地を設定したのも、さまざまなことを検討してここに至った経緯もあります。具体的に言いますと、確かに温泉とかそういうふうな施設と一体的に使って、温泉の方にも客がふえる、そういうふうな利用の仕方もございます。ただ、それにつきましては例えばおいととか、さまざまなクリアしなければならないこともあります。また、こういう施設はできるだけバイパス沿いで、また遠くから見えるようなそういうふうなことも見通しのよい、そういうふうな場所も必要ではないかということで、さまざまいろんなことを考えながら、ここに至ったというふうなこともありますので、いずれにしてもこれから道の駅につきましては、具体的にさまざまな意見を聞きながら進めていきたいということですので、その辺はご理解お願いいたします。

○副議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 場所の選定についてもまだ含めて、まだこれを押しつけるということではないという答弁でございました。質問回数が過ぎたのでこれ以上は質問はできませんけれども、もっと早くこういう案を公営住宅とともに一緒に一体化して出してもらえば、もっといいアイデアが浮かんだと思いますよ。ですから、総務課長が言ったことを十分に踏まえながら、住民の声をよく聞いて実行していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○副議長（木村 修君） これで、7番坂本 豊君の質問を終わります。

暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時55分 再開

○副議長（木村 修君） 休憩を取り消し会議を再開します。

日程第2 一般質問 1番 久慈省悟議員

○副議長（木村 修君） 日程第2、1番久慈省悟君の質問を許します。

○1番（久慈省悟君） 傍聴席の住民の皆さん、お忙しいところご苦労さまです。

1番久慈省悟、本日は三つの質問をいたします。

初めに、副村長の必要性についてお伺いいたします。

以前に古川村長は副村長について「私が村長のうちは置かない」と言い切っておりました。しかし、出張などで不在のときも多く、留守を管理・監視する立場の人物が不可欠ではないかと思い、質問いたします。

○副議長（木村 修君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 久慈議員にお答えいたします。

副村長については、慎重に今まで考えてきたわけでありましてけれども、ただ、ここへ来て大型事業が目白押しだということで、職員とのつながりとか、職員との話し合いのやはりまとめ方ということを考えてみた場合には、本来であれば副村長を置くべきだとかこういうふうに考えております。しかしながら、議員の皆さんが全員が賛同できるような方であれば副村長に就任してもらいたいと思っていることは思っていますけれども、皆さんにぜひご協力願えればそういう方向にも持っていかなざるを得ないのではないかなと思っています。

○副議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 近年では、子を殺したり、また、親を殺したりという殺伐な世の中に社会が困惑するばかりです。しかし、いつの時代も「地震・雷・火事・親父」と怖い存在は必要です。職員の皆さんがだらげるとかそういうことを申し上げているのではなく、地域のサービス業という気持ちを自覚し、やはり家庭においても職場においても

怖い存在というのは必要なわけです。財源だけの問題はないと考えますが、そのことについてもう一度答弁を願いたいと思います。

○副議長（木村 修君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 先ほどおっしゃったとおり、やはり行政、市町村には村長、それから副村長、そしてまた教育長と、こういうぐあいな特別職は置かなければいけないわけでありまして。ただ、うちの方は過去に財政的にも厳しいということで置かなかったわけでありまして。収入役については出納管理者ということで職員から特別職ではなく課長職ということで置かれておりますけれども、この村長、副村長、教育長については行政のかなめでありまして、本来は置かなければいけないわけでありましてけれども、先ほどおっしゃったように財政難から置かなかったわけでありまして。ただ、ここへきていろいろこの大型事業が出てきましたし、これは皆さんの同意が得られれば、これはつくってもやぶさかではないとこのように考えております。以上です。

○副議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 皆さんの同意が得られれば、置いても構わないという答弁でございまして、ぜひ当局においてもその辺のところの必要性をみんなで話し合ってください、検討願いたいと思いますが、今後の検討の余地はございますか。

○副議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） そういうご意見であれば考えていきたいと、こう思います。以上です。（「三つもういっばい」の声あり）

○副議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 三つ終えましたのでできませんが、最後の意見は述べさせていただきたいと思います。

今3月ですので、またあと6月、9月、12月と議会が開催されますので、そのあたりにこのたびの意見が取りまとめられたかどうかを確認、後ほどそのあたりにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に入ります。

2番目、ホタテガイへい死対策についてお伺いいたしますが、漁師の方々のもとで働いていた人たちの仕事がなくなります。困っている人たちに対する雇用対策はどのようになっていますか、お伺いいたします。

○副議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） その件につきましては、先般の予算審査委員会の中で申し上げておりましたけれども、地域ニューディール基金事業というものがございまして、それが2,000万円ほどの事業でございます。ただ、これはまだ県からの回答が来ておりませんので、今県の方と協議中でございます。したがって、その中で対応していくと考えております。それにまたつけ加えて緊急雇用対策等もありますので、そちらの方にもまだ働く場所がございますので、その辺はその方々の選択でございますけれども、ただ、ニューディール基金事業というのは漁師、漁家の方ですね。漁家の方及びそれに携わっているパートの方と、これが優先されます。一般人は排除はされませんが、それらの人が優先されますのでつけ加えておきます。以上です。

○副議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 担当課長の方からニューディール基金、そしてまた緊急雇用対策費用、これらで対応していきたいという答弁でございますが、これは両方とも我が村の特別措置ではなく、国からの交付金に賄うものでございます。このたび漁師の方々のへい害は物すごく類を見ない自然災害なわけです。私が思うには、50棟建設予定の新築の村営住宅を思い切って40棟とかそのように減らしてでも予算を確保し、住民の方々に提供する必要があるのではないかと思います。そのことについては担当課長並びに村長のご見解をお伺いいたします。

○副議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 住宅とこれとは別でございまして、我々十分漁協と協議して、そして県漁連、それから青森県なども協議してやってきております。ただ、単独でやればいいのではないかということ、単独費ももっと出せばいいのではないかなということも久慈議員が一番聞きたいところでしょうけれども、ただ、漁業、農業等々さまざまな関係もございますので、やはり農業も漁業も同じような扱いをしていかないと、やはり問題が生じるだろうとこのように考えております。

○副議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 今村長の方から発言がございましたが、やはり過去にない自然災害の中で業界の方々にこのような事態に立ち向かう勇気というものを自治体が示す責務として、確かに住宅に関しては全然別な話ではございますが、やはりかかる経費というものをどこで確保するか、そのことについては私は例えば40棟に減らしてでもそういう予算確保で住民に努めていかなければならない。これが自治体の示すべき態度と心得たい

と、そういうふうに思い質問したわけですが、そういう思いはやはりないわけでしょうか。それとも、考えていかなければならないという考えでしょうか。ちょっともう一度お願いいたします。

○副議長（木村 修君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 先ほども言ったように、これはもう漁協の方とも十分協議しながらやっているわけでありまして。では、この住宅をなくしてそのお金はそちらの方へもっと1,000万でも2,000万円でも出せるかということになると、それは問題があるだろうとこう思っております。いろんな再生するための、あるいは生活するためにさまざまな手当てをしているわけでありまして。例えば1例を申し上げますと、役場側では先ほど坂本議員もおっしゃったように、示したように、例えば役場側で助成すればいいのではないかとか、貸付をすればいいのではないかとというような考え方というのは、役場では持てないわけでありまして。ただ、先ほど課長が答弁したように、この生活資金とか、あるいは再生資金については、漁業に当たる再生資金については制度があるわけでありましてから、うちの方で2.5%の利息を県が1%、役場が1%、そして本人が0.5%をもって再生あるいはまた生活資金に充てる。これがやはり私は最善の方法だろうとこのように考えているわけでありまして、住宅をつぶして住宅の方をなくしてこっちにそのお金を持って行って、その人たちにということにはならないものだろうとこのように考えます。

○副議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 三つ目ですよね、これで。

今村長から住宅をなくしてという回答でしたが、私は住宅をなくしてとかではなく、50棟の予定ですが、40棟にして10棟減にすることによってその分の予算が浮くと。ですから、どこかで予算を確保しなければ、結局手厚いフォローは漁師の方々にできないわけですからそのように申し上げたわけですし、誤解をなさらないようにしていただきたいと思っております。

それでは、2番目に、ホタテガイへい死に伴い、村長を中心とした対策本部を立ち上げたが、議会の産業建設常任委員会に相談はなかった。これはなぜなのか、担当課長にお伺いいたします。

○副議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） ただいまのご質問でございますけれども、別に産業常任委員会を意図的に排除したわけではございません。したがって、これからも今のような

体制ではいきたいと思っていますけれども、ただ、逐次必要事項等については議会等に報告をしながらやっていきたいとこのように思っています。以上です。

○副議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 担当課長が意図的に排除とか、私どももそのように意図的に排除したとか、そのようには思っていない。ただ、このような事態が生じたときには、役場側の立場もございましょうけれども、へい害にやられ災害にやられたそういう人たちは要望する事項がたくさんあるわけですよ。そういうときにやはり調整役が必要ではなかろうかと。村ではそこまではいいけれどもこれ以上はだめだと、向こうの人に見ればもっとももっとということになるわけです。そのときに、その間に双方の気持ちが理解できる立場の方々が入っていなければ、なかなか折り合いがつかなくなってくると思います。それで申し上げて聞きたいとこのように思ったわけですし、これからはもしそういう事態が生じたときには、ぜひ調整役の常任委員会に知らせて入れていただきたい、このように思います。

それでは、三つ目に入ります。

道の駅事業計画の概要を示せということで質問しますが、①建設新聞に建設場所が記載されていることについてお伺いいたしますが、先ほど手元に建設新聞が配付されたと思います。12月議会ではまだ予定地も決まっていない、そのように答弁がありました。しかしながら、12月14日の発行日に、もうとっくに阿弥陀川の汐干というふういきちんと住所まで書かれているわけです。どこかでなぜこういうような事態になったのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） ただいまのご質問につきましては、私もこの新聞の記事が出てからかなり後に聞きました。役場の方で、総務課の方で具体的にこの取材を受けたかにつきましては、私は受けておりません。したがって、総務課の中でも具体的に取材は受けていませんというふうに聞いていますので、いずれにしてもこの記事がどなたの取材に基づいて出てきたのかについては、総務課の方では把握してございません。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） できるだけみんなでこういう場所選定に当たっても、議会の意見等もやはり反映させていただきたい、このように思いますけれども、私は道の駅計画の

予算が今あした否決か可決かされるわけでございますが、反対だとかどうのこうの申し上げているのではなく、やはり場所に当たってもよもっとさんが向かいにあるわけです。民間が参入している向かいに行政管理がそういう同じ類の観光物産店を開催していいと思いますか、課長。もう一度答弁をお願いします。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 基本的には現在、村の駅よもっとは民間の方が、住民の方が経営してございます。先ほど村長の方からも答弁がありましたけれども、1億5,000万円以上の売り上げとかあるそういう施設に対して、役場自体が邪魔をすとか、そういうことはもちろん考えてございませぬ。いずれにしてもその辺はこれから具体的に調整するための話し合いは当然必要であるというように考えております。

先ほど新聞の記事の中で、道の駅の用地についてでございますけれども、補足いたしますけれども、今回役場の方でこの場所を選定したのは、先ほども言いましたとおり、説明しましたように、確かにほかの場所もいろいろ選定しながら考えたんでございませぬけれども、においと、あとは見通しとか、あとは駅から近いとか、あと土地の利用とか、その辺もございませぬので、そういうふうな全体的なですね、あとは現在の土地改良事業とか、その辺もありますので、さまざまな考えた結果、役場としましては現在の場所が一番よいのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 答弁は駅が近いとかさまざまな総合的な判断だと、簡単に言えばそういうことでございますけれども、私たち議員が考える総合的な判断とはちょっと異なるわけでございますけれども、温泉がすべての経費含めると、ボーリング代やら機材の交換、また、設計委託料、さまざまそういう全部の経費を含めると7,900万円にも上るわけです。何のために温泉をそこまで経費をかけて、たとえ国の交付金であろうと経費をかけているのは事実なわけです。なぜそこまでかけて温泉を直さなければならなかったのか。そしてまた、入浴者の方々ももう一度呼び起こしたい、そういう気持ちもあればこそだと思いますけれども、やはり何の事業でも一貫性を持って進めていかななくては、行政はやっていけなくなるわけでございます。やはりこういう場所選定においても議員にも諮って、それでもみんなで話したところそちらの意見が多かったというのであれば、我々も何も申すわけではございませぬけれども、突然新聞で金曜日の日に場所をこのようにここで決めましたという感じでやられても、やはり納得はいかないわけでご

ざいます。

そして、さきにも申し上げましたけれども、民間がそういうふうに通業しているところに行政が管理するそういうところが向かいに建つということは、邪魔をする気持ちはないけれども、お客さんは自然と減るわけです。大型車もこちらの新しく建てた方が入りやすくもなりますし、そうなれば観光バスも当然道の駅に入ってくるわけです。そうすると、お客さん減になるわけですから、邪魔しないと言っておきながら、通業妨害になってくるわけですよ。私がもしよもつとの社長だったら、もっと遠いところに、もうちょっと離れたところに建てていただきたいと思いますけれども、そう思うのは私だけでしょうか。やはり場所設定に当たってはもう一度白紙に戻し、我々議会にも諮っていただきたいと思いますが、そのことについてもう一度伺います。

○副議長（木村 修君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） まず、こういう計画を立てるのには、事務サイドである程度いろいろな条件を吟味して、どこが一番いいか、例えば先ほど総務課長が言ったように、あるいはまた、ガソリンスタンドがあるとか、あるいはまた、土地改良事業でうまくその許認可を得られるのかどうか、あるいはまた、青森市から北部の方へ行った方がいいのか、南部の方へ行ったのかとか、あるいはまた、先ほど総務課長何回か言いましたけれども、養鶏場のにおいの問題とか、さまざま吟味して我々が今考えているところが一番いいのではないかと、こういうぐあいに考えて提案しているわけでありまして。いろいろあると思います。ただ、できないところを探せばですよ、できないところを探せば、中沢の、長科の土地改良区は非常に土地改良事業やったこの280号バイパスの沿線は非常に面倒だと。不可能だとは言いませんけれども、相当面倒だと。それから、向こうの方、北側へ瀬辺地の方へ行きますと、青森市に遠い。それからもう一つは、やはり養鶏場のにおいが非常にきついということで、温泉の方でも苦情が来ているような状況であります。ただ、養鶏場が悪いのではなく、養鶏場が先に建っておりますから、我々としてはそこを開発していく方にも問題はあるわけでありまして、決してお互いにそこは共存共栄していかなければならないわけでありまして、その辺はどちらが悪いということではなくして、そういうことがあるわけでありまして。ですから、食品加工する食品を売るといふことで、果たしてそちらの方へ持っていった方がいいのかということになると、非常にこれは問題だと。職員の我々の話し合いの中では将来的に考えれば非常に無理があるだろうということでございます。

じゃあ、それ以降のずっと過ぎれば瀬辺地、広瀬とかそちらの方はどうなのかということを考えれば、そちらの方もまた青森市から遠いということで、やはり何としてもこの30分ぐらいで青森から来られるようなところが一番いいのではないかということを考えれば、今我々が検討しているあたりが一番いいと、私はそう思っております。総務課長が答弁したとおり、やはりその辺でご理解をいただきたいとこう思います。

○副議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 養鶏場がネックになっていると思いますけれども、温泉の地域に建設するというふうになればそのような感じだと思えますけれども、私がいつもあそこをアクセス道路を通っているんですけれども、春夏秋冬、今は昔みたいににおう日が物すごく減ってしまって、何日もないわけですね。においがおか風吹けばこちらににおいが来るといのは何日もないわけです。物すごく坂本養鶏もこういうにおいに公害には敏感になって対応して、一生懸命そういうふうな対応策を考えて実際講じているわけでございます。ですから、本当に調査して、やはりそのような結果になっているのでしたら問題はないんですが、やはりきちんと行政ですから温泉と一体になって観光客を呼びながら、本来350円のところを250円にしてでもやはり観光者を誘致する。そのくらいの気持ちを持って客寄せもしていただければ、もっともっと一貫性が図っていけるのではないかとそう思っておりますけれども、三つ目終わりましたので質問はいたしませんけれども、そのようなところも今後配慮していきながら場所を設定をしていただければ助かります。

それでは、次に移りますけれども、②番目に、テナントの選定や売り上げの配分の方法など、どのように決めていくのか。これは今後の課題と申しますけれども、質問に載せておりますので、端的でよろしいのでお伺いいたします。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） ご質問の件は、この道の駅計画にとっても大変重要な項目でございます。例えば、基本的には売り上げはその品物を出しております、農産物とか出しておりますその方の収入になるわけでございますけれども、その施設を運営するための経費等が伴いますので、その経費を賄うためのお金をですね、例えば売り上げの何パーセントとか、そういうふうなことが基本的にこれからの議論の対象になるのではないかと申しております。いずれにしても、これからの話し合いの中で大変重要な項目でございますので、その辺は具体的に詰めていくことになると思います。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 久慈省悟議員。

○1番（久慈省悟君） 2番目についてはわかりました。

3番目に移ります。道の駅の前に実施していかなくてはならない事業がたくさんあると思います。借金の上に借金を重ねるといことは大変だと考えます。

先ほど坂本 豊議員が質問の中で、このたびの設計委託料は3,141万円、財源は4,010万円のうちのさきに申し上げた3,141万円の交付金をこれに充てると、総務課長は答弁しましたけれども、これは国の交付金なわけでございますが、建設するとなればまた何億もかかるわけですね。その辺の財源ということも考えれば、借金の上に借金をしていくのは大変だと私は申しあげていますが、先にやはり道の駅を進める前に、既存の住宅、村営住宅の水回りとかそういうの方の事業とかは、前にも申し上げていると思うんですけども、そちらの計画は全然まだいつからやるとかまだ全然決まっていはいないと思いましたが、先にやはりやっていかなくてはならない順番というものがあると思えますけれども、その辺については総務課長はどのようにお考えですか。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） ご質問は、当然こういう道の駅計画、億単位の事業費が伴う事業につきましては、財源等を検討するのは当然大変重要なことだと考えております。具体的には、先ほど坂本議員の方からも出ました約5億円というふうな数字が出ましたけれども、それに基づいてできるだけ一般財源の持ち出しが少なくなるように、さまざまな交付金ないしは補助事業を導入していきたいというふうに考えております。具体的には、先ほども説明しましたように、今回の3月補正に見て計上してございます3,549万円につきましては、その大半を地域活性化交付金の財源を充当すると。それからあと、用地取得につきましては、23年度、24年度で4,000万円が交付される計画が現在ございます。それは原子燃料サイクル事業推進特別対策事業でございますけれども、この資金をもって用地取得をすとか、あとは直売所などの施設につきましては、国の補助事業でございますけれども、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金などの資金ですね。で残りはできれば過疎債を充当していきたいということで考えてございます。

いずれにしても、財源の検討はこれから公営住宅の建設も本格的になりますし、そういうふうなさまざまな現在の事業、展開している事業を踏まえながら、さまざまな資金をできるだけ利用していきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 久慈議員。

○1番（久慈省悟君） 宮本地区の既存の村営住宅の水回り整備がまだ行われていないんですが、先ほど私質問の中で順番ということも少し入れたんですけども、まだそちらの方が終わっていないのに、次新たに先にこちらの方が進められていきそうな感じがしてならないわけですが、やはり順番は優先順位を村としてはどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 宮本団地の改修につきましては、今回提案しております平成23年度予算の方にも工事費として見ておりますので、並行して23年度から実施するという事で考えてございます。以上でございます。（「以上で私の質問を終わります」の声あり）

○副議長（木村 修君） これで、1番久慈省悟君の質問を終わります。

ここで、地方自治法第106条第3項の規定に基づき、仮議長を指名させていただきます。仮議長は7番坂本 豊議員にお願いします。

それでは、議長を交代いたします。

○仮議長（坂本 豊君） それでは、議長質問の間、仮議長を務めさせていただきます。

日程第3 一般質問 3番 木村 修議員

○仮議長（坂本 豊君） 日程第3、3番木村 修君の質問を許します。

○3番（木村 修君） 3番の木村です。4点について伺います。

初めに、大雪災害と除排雪ということで、3点伺います。

平成18年の年も非常に大雪で、この年は全国で150人死亡したと記録されております。ことしの冬はそれに次ぐ大雪であると言われております。観測史上最新の積雪が、北海道や岩手県、福島県、鳥取県の米子市など、九州の鹿児島市や長崎市などでも、もうことし記録されております。特に山陰地方ではトラックや乗用車が数十キロにわたって渋滞、立ち往生している情景がテレビやニュースで流れております。全国各地で雪による被害の事故が相次いで発生いたしました。そういうことが報道されております。

昨年12月の末から1月いっぱい、2月の頭にかけて、ほとんど毎日のように雪が降り続いたわけでありまして。蓬田村でも豪雪災害対策本部を設置したわけでありましてけれども、蓬田村村内の雪によることしの冬の被害はどのくらいあったのか、また、災害対

策本部の活動状況についてはどのような状況であったのか、報告を求めます。

そしてまた、国道から入った村道の除排雪をもう少し丁寧にしてもらえないかという声が聞こえていたわけでありますけれども、その点について、村道の除雪についてどのような計画なり持っているのか、その点と、そして三つ目として、青森まで旧道280号を通って感じたことではありますが、ことしは雪の量が多くて、道路の幅が狭められ、自動車が交差できないような地域が何カ所もありました。主に融雪溝がない地域であります。融雪溝があるところは沿道の人たちが寄せられた雪を処理しているので、ことしは雪が降り続いていたわけで、道路の道幅を沿道の人がある降り続いた雪を毎日、毎朝のように処理してくれたので、道幅が確保されていたわけであります。しかしながら、沿道に出て朝早くから雪片づけをして、そしてまた、それに係る電気料、電気代も自分たちが負担しています。ことしのように雪の多い日は負担額も大きくなるのではないかと予想しています。それに対して村に助成を求めるわけでありますけれども、その辺の見解について、以上3点についてお伺いいたします。

○仮議長（坂本 豊君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 総務課の方からは、豪雪対策本部を立ち上げた以降の村の対応につきましてご説明いたします。

まず、蓬田村豪雪対策本部は、1月24日午前9時に設けてございます。そのときの積雪は116センチでございました。その対策本部を設けてから、役場職員が住宅や農業施設等の雪の状況を見回りしてございます。それから、具体的に言えば、ひとり暮らしまたは二人暮らしの高齢者の方の住宅の屋根雪などを見回りして、その必要な場合、また、そういう高齢者の世帯から要請があった場合、役場の職員並びに役場の職員だけでは対応できない場合は人夫を雇いまして、そうやって対応してきました。参考までに、対策本部が屋根雪をおろしたり、あとは住宅の周りを雪片づけしたその世帯数は22世帯となっております。この中には障害者だけの世帯も含まれてございます。

いずれにしても、今回の豪雪に伴いまして大きな被害、住宅等に対する大きな被害というものはなくて、大変よかったと、特にその辺は考えております。以上でございます。

○仮議長（坂本 豊君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 国道から入る村道の除雪が雑であるという苦情についてですが、除雪隊はおおむね5センチの降雪で出動いたしまして、従来からの除雪路線を除雪しております。時間的には最初村道を除雪いたしまして、その後県が国道を除雪

した後に村道入り口の雪を片づけております。その除雪が雑であるということですが、時間的に余裕を持って丁寧に除雪するよう指示をするとともに、創意工夫をして除雪に当たり、地域住民の皆さんの要望にこたえられるよう周知徹底したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、融雪溝の電気料の助成についてでございますが、融雪溝につきましては県から常に有効活用するようお願いされているところでございます。そしてまた、3者の運用協定では、電気料は自治会の負担というふうに今なっております。このようなことを踏まえまして、今後有効活用のことや協定書の電気料のことで県と協議をしながら、その辺についても対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○仮議長（坂本 豊君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 除排雪についてでありますけれども、除雪機械は本当に大型で、そして期間も朝早く暗いうちから出動するわけで、特に暗い中狭い村道などではブロック塀や建築物、周りに気を使って除雪をした後の状態がうまくいっているかないか、運転手1人で確認することはなかなか難しいのではないかと思います。除雪した後、確認のためパトロール等、そういうふうなことをしているのかどうか、その点について伺います。

そしてまた、先ほどの対策本部でありますけれども、対策本部のそのメンバーはどういう状況になっているのか、そしてまた、村内に高齢者や障害者の単身世帯というのは何軒くらいあるのか、もしわかればお知らせ願います。

○仮議長（坂本 豊君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 私の方からは対策本部のメンバーについてご説明いたします。

対策本部のメンバーは、本部長は村長でございます。あとは副本部長は教育長で、その他は各課長で構成してございます。以上でございます。

○仮議長（坂本 豊君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 除雪の後のパトロールでございますけれども、隊長がほとんどやっていて、破損箇所等があれば役場の方に報告してございます。ただ、雪があつたりなかなかわからない点、あるいはほとんどは本人が気がついた時点で隊長に報告して、隊長の方から役場の方に破損の場所を報告しているというような状況と、パトロールは隊長がしております。以上でございます。

○仮議長（坂本 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 除雪の対象となった障害者、あとは高齢者等についてですけれども、今資料を持ってきていませんので、後で提出したいと思います。よろしくをお願いします。

○仮議長（坂本 豊君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 融雪溝については、現在村内に四つの管理組合があります。中沢地区と長科地区はそれぞれの地区にある水道組合の水を、長科地区はまだ完成していませんけれども、それぞれの地区の水道の水を利用してやるということで、電気代がそれほどかからないというふうに聞いております。郷沢地区、蓬田地区の2地区では、漁港から海水をくみ上げているために、ひと冬に30万円前後の電気代がかかります。4組合とも冬の雪道を安全にするために貢献しているわけでありますので、そのかかる経費の何割かでも県なり村なりで助成してもらえないかということが地区住民から意見が出ております。そういうことで全額負担というわけではなく、例えば5割あるいは3割、2割とか、幾らかでも助成してもらえないかというふうなことを考えているわけでありますけれども、再度答弁を願います。

○仮議長（坂本 豊君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議員おっしゃるように、雪が多く降って電気料が加算します。今言われたように、海水を利用しているところと水道を利用しているところだと、かなりの差がございます。今何割が補てんするのがいいのか、その辺はちょっと今回は控えさせていただきますけれども、融雪溝の有効活用について、例えば老人世帯あるいはだれも住んでいないところなど、どうしても雪の処理ができない箇所がでてきているのが現状です。今後ますます高齢化が進めばこういうところが確実に多くなり、有効利用どころでなくなると思います。そういうところの除雪体制をどうしていくとか、そういうことも県の意見も参考にしながら、また、各自治会の意見も聞いて、この融雪溝だけでなく、融雪溝を初め、そして除雪等も含めまして、そしてこの電気料の助成も考えながら、再度総合的に検討いたしまして対処していきたい、こう思っておりますのでよろしくをお願いします。

○仮議長（坂本 豊君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 次に、消防団員の助成について伺います。

村の消防団の団員数は現在190名と条例で定められておりますが、各分団における団

員数はそれぞれまちまちであると聞いております。22年度は幸いに今まで現時点で無火災で災害も少なく、年間を通した出動回数も例年に比較して極めて少なかったというふうに聞いております。分団の運営費に苦慮している分団もあるということをお聞きしたわけでありまして、各分団へ出ている出動手当は例年に比較して22年度はどのくらいになっているのか、お聞きいたします。

○仮議長（坂本 豊君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 現在、本村の消防団の数は8分団で141名となっております。その分団の状況は、一番多い分団が21名で、一番少ない分団が11名となっております。村から各分団へ現在交付されているお金は、分団運営交付金として年額10万円、それから消防自動車運転委託料として年額3万6,000円でございます。あとは各自治会からも助成金といいますか、それらのお金が交付されているようでございます。我々としても分団の運営がかなり厳しいということにつきましては、正直なところそこまでは知りませんでした。実際、幹部会の中でも具体的にそういうふうな話も出てきていなかったので、いずれにしても各分団が現在どういうふうな状況であるのかは調べて、それを消防幹部会の中で話し合いをしていく、その必要性は考えてございます。

現在、出動手当につきましては、1人1回につき1,200円手当てされます。具体的には平成21年度は8分団合わせて14万400円、それから22年度は14万1,600円となっております。以上でございます。

○仮議長（坂本 豊君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 今、答弁いただいたその分団運営費10万円、それから運転手当3万6,000円でしたか、これは各分団一律に配付されていると思います。そして、今報告した手当でありますけれども、21年度と22年度とそんなに変わらないわけでありまして、実際の出動回数は同じぐらいであったのかどうか、何回あったのか、もしわかればお伺いします。

○仮議長（坂本 豊君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 回数まではこの場では資料を持ち合わせしていませんのでお答えできませんけれども、いずれにしても出動手当の交付対象は火災並びに火防演習、春、秋の火防演習ですね。それからあと出初め式とか、そういうふうなのに対して出動手当を対応してございます。以上でございます。

○仮議長（坂本 豊君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） それから、私考えて、団員数が多ければ出動手当も当然参加者も多くなるので多くなると思っておりましたが、多い分団とその人数が少ない分団ではちょうど倍ぐらいあって、その出動手当の額もかなり差が出るのではないかというふうに考えていたのですが、何か今の答弁を聞きますと、そういうような状況にもなっていないので、今後分団へ行って調査してみたいと思います。

そして、さらに今の各分団では本当に団員数が少なくなる一方で、なかなかこの新入団員の確保が難しいという悩みを持っております。地域住民の命と財産を守ってくれる消防団であります。村としてもこの団員をふやす対策も必要ではないかと思うわけでありまして、その点についてどういうふうに考えているのか、見解を伺いたしたいと思います。

○仮議長（坂本 豊君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 現在、消防団が少なくなっているのは全国的にそういう傾向になってございます。我が村もそれに対してどういう対応をしているかといいますと、具体的には役場職員も消防団の方に入っております。あとは今回新年度予算にも見ましたけれども、そういうふうな団員の少なくなっている状況を訴える意味でも、また、それをPRしていく意味でも、蓬田村幼年消防クラブ、そういうふうなものも立ち上げて、できるだけそういうふうな消防団が減っていく状況を食いとめ、ただ黙っているだけではなく食いとめる方法を模索していく、そういうのが常に必要ではないかというふうに考えてございます。以上でございます。

○仮議長（坂本 豊君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 次に、戸別補償制度について伺います。

戸別所得補償制度については23年度本格実施ということで、役場の方で2回、農協でも1回説明会がありました。私も役場と農協へ2回参加いたしました。おおむねの制度の内容は理解したつもりであります。その中で若干理解できなかった点もありますので、2点について伺います。

一つ目は、水田活用の所得補償交付金、これは昨年から継続されている制度でありますけれども、その中の産地資金について、これは蓬田には総額23年度幾らぐらい交付されるのか、そして村としてはどの作物へどのくらいの上乗せを考えているのか、見解を伺います。

そして、二つ目として、加算措置の制度、このほかに加算措置の制度というのがある

わけでありますけれども、その中の再生利用加算について、これは耕作放棄地に麦、大豆、ソバの種を作付した場合、平地では10アール当たり2万円、条件不利地では10アール当たり3万円を最長5年間にわたって交付するというぐあいになっております。この制度について、村としてどのように考えているのか、以上2点についてお伺いいたします。

○仮議長（坂本 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） ただいまの件のまず第1点目なんでございますが、水田活用交付金の産地資金はどのぐらいということでございますけれども、これは国と協議をしなければならないということになってございます。それで、一応村としては考えがございまして、今国の方と協議中でございまして、今それはこの場ではちょっと変わってくる可能性もありますので、ちょっと申し上げかねるわけでございます。何分そのことをご了承願いたいと思っておりましたけれども。

それから、第2点目の加算措置の中の再生利用加算と、これはどうなるのかということでございますけれども、これは一応今議員おっしゃるように、23、24の説明会のときに、4日の日に聞いたと思うんですが、結局対象農地がございまして、市町村、農業委員会で耕作放棄地とそれを把握している農地があるわけですね。その農地なわけですよ。対象農地がですね。それから、市町村の認定を受けた調整水田等の不作付地の改善計画というものを出したと思うんだけど、その中で作付困難という字句が記載されていなければだめだということなわけですよ。それで、しかもそれを畑に転換をするものということになってございます。

いずれにしても、これは国の制度でございまして、国の制度にのっとって進めていきたいものだなということで村でちょっと考えてございます。以上です。

○仮議長（坂本 豊君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 昨年度耕作放棄地、ソバの作付、販売しなければ補助金は出ないということで自己保全にした面積がかなりあるわけですが、この耕作放棄地として市町村が認定する基準というのか、そういう基準というのはどのようになっているのか、それもしわかっていましたらお知らせ願いたいと思います。

○仮議長（坂本 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） この基準というのは、一応3段階になってございます。赤、我々色で区別しているわけですが、赤は例えば雑木とかもう生えてしまっ

いるようなところ、チェンソーとか、それらのもので刈り払いをしながらブル等でやっ
ていくところと、それから黄色、緑についてはちょっと手を加えれば再生できるような
耕作可能なものということで考えてございます。それでもって市町村と農業委員会が合
同で村内一円をパトロールしながら、その色づけをしているわけでございます。以上
でございます。

○仮議長（坂本 豊君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） それから、通告していなかったわけでありましてけれども、米によ
るこの転作の新たな形態として、備蓄米制度が設けられたわけでありましてけれども、こ
の制度の詳しい内容についてお伺いしたいわけでありましてけれども、わかりましたら答
弁願いたいというふうに思います。

○仮議長（坂本 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） まことに申しわけございませんけれども、備蓄米につい
てはちょっと私資料を今手元に持ってきていませんので、後ほど議員の方に報告する
ということで何とかひとつご理解いただきたいと、よろしく申し上げます。以上です。

○仮議長（坂本 豊君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 次に、道の駅建設計画についてでありますけれども、この件につ
いては先ほど坂本議員や久慈議員が同様の質問をしており、総務課長から答弁がありま
した。私からは1点だけ伺いたいと思います。

それは、昨年12月議会において藤田議員の質問に答えた総務課長の答弁でありますけ
れども、「マルシェやよもっととこの施設が競合しないように総合的に考える委員会を
つくって進めていきたい」という答弁が今年の12月にあったわけでありましてけれども、
その仮称「設置委員会」とでも言えばいいのか、そういう組織はもうできているのか、
もしできていなければいつごろまでにできるのか。そして、メンバーはどういうぐあい
に構想しているのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○仮議長（坂本 豊君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 施設の内容等につきましては、今回基本計画の中で平面図に
どういうふうな施設の内容であるのか、例えば直売所とか農産物加工施設とか、あとは
水産物のコーナーとか、そういうふうなのを張りつけて、あとは具体的に加工施設の
面積、大きさですね。それからあと、直売所の大きさとか、そういうふうな基本的なた
たき台になるものが今回の基本計画の経費の中でできますので、それをにらんでできれ

ば今月中とか、そういうふうなことで考えてございますので、今月中が無理であれば、4月早々とかそういうふうな考え方で考えてございます。いずれにしても、よもぎたマルシェ、それから村の駅よもっと、それらについてどういうふうな調整をしていくか、それは具体的にこれから早急に詰めなければならないというふうに考えてございます。以上でございます。

○仮議長（坂本 豊君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 道の駅建設の目的を達成するためには、やはり十分な協議と計画が必要であると思います。十分検討しながら計画を進めていただくことを要望しまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○仮議長（坂本 豊君） これで、3番木村 修君の質問を終わります。

これで仮議長の職務を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

○副議長（木村 修君） ここで暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

午後 0時02分 再開

○副議長（木村 修君） 休憩を取り消し会議を再開します。

日程第4 一般質問 2番 藤田修一議員

○副議長（木村 修君） 日程第4、2番藤田修一君の質問を許します。

○2番（藤田修一君） 2番議員藤田修一です。

お昼過ぎましたけれども、しばらく我慢していただきたいというふうに思います。

きょうは3項目について質問させていただきます。

まずは、昨年の夏以来の高水温でホタテガイが大量へい死したこの対策についてでございます。

今までも補正予算やら、新年度の当初予算で大分予算つけてやってきたわけですが、でも、まず、一つ目にお聞きいたします。このホタテの稚貝を採取するための採苗器投入ということが非常に緊急の課題というふうなことで聞いております。我が村でも今回の当初予算にも280万円、そして先ほど課長からのお話によりますと、漁協へ直接交付されたお金が八百何万円でしたか、あるというふうなお話を聞いております。漁協ではのしの数が13本ほどの採苗の施設をやりたいというふうなことで、その経費について求

めているようですけれども、今回の予算でその13本分の確保の予算が全額、のしの数13本分のお金が十分なのかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） 助成は十分かということでございますけれども、先ほどの坂本議員の質問と同じですね。私は十分だとは申しあげませんが、ただ、もう一回確認の意味でもお知らせしますけれども、漁協に県から直接今議員おっしゃるように850万円ですね、これ直接委託事業として漁協へ行ってございます。それから、うちの方でも今回今23年度の予算の話もしましたけれども、当初は9本分あればいいということで漁協から要望があったわけです。ところが、その後12本にもう3本ふやしてもらえないかということで、12本分ですね、今回23年度で予算計上してございます。それで、それらが420万円になるわけです。計算すればわかる話なんです、その3分の2、いわゆる280万円は村で助成するというところでございますので、まだまだいろいろ漁協に対して助成が足りないかとか、それは私は今ここでしゃべる立場にないんですが、極力この後段の質問もそうなんですが、漁協とは話を重ねております。ほとんど聞いてきておりますので、一応つけ加えておきます。以上です。

○副議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 私の勘違いで13本でなく12本だというふうなことで、その3分の2を助成していただけたというふうなお話でございました。何としても来年以降のホタテを再生するためには、この稚貝の確保というのが本当に緊急の課題でございまして、これについて何としても頑張って、できるだけの援助をしていきたいものだというふうな考えております。

また、この稚貝を確保するために、県では母貝なる成長した貝の確保をしなければならぬということで、キロ当たり100円の助成をしてまだ出荷しないでくださいというふうなことをお願いして100円の助成を決めたと思うんですけれども、ただ、生きていける貝を持っている人はこの100円の助成金をもらえるわけですが、ほとんどが死んでしまったというふうな、非常に一番困っている漁師への助成がここら辺ではできないわけですね。ここら辺をどういうふうに救済していくのか、ここら辺をお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） ただいまのホタテへい死の稚貝の関係でございすけれ

ども、これ前にもおっしゃったと思うんですが、基金の方に蓬田村として今100円の対策の話なんです、350万円これ補正で組んでございました。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） この母貝確保のための100円の助成金として350万円を予算化したというふうなことですけれども、それは何回も言って申しわけありませんけれども、母貝となる生きた貝がこれから出荷される際に交付される、交付というわけですけれども、助成されるお金だと思っただけで、「いや、ほとんど死んでしまったんだ」と、「私は母貝も何もない」というふうな人にはこのお金は当然もらえないわけですけれども、その辺を本当に困っている人たちのための対策として何か考えられないかなど。私ではそういうなかなか漁師のことについて素人なのでうまい考えが浮かばないわけですけれども、対策本部でそこら辺を、ほとんど貝が死んでしまったと、母貝の助成金ももらえないというふうな人たちのための何か対策をできるのかというふうなことをお聞きしているわけです。

○副議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） ただいまの質問に対しては、今現在のところ皆無状態の方の救済措置とか、そういうものの考え方にとった考え方を持ってございません。ただ、全体的なものから言って、先ほどから前人の委員さん方の質問に受け答えをしているのと同じで、いろいろその後のもので、例えば採苗器幾らとかって、ニューディール基金事業でパートの雇用とか、それらの中で今現在はこの人たちは工面していただきたいと。あえて役場で幾らその皆無的な人に幾らの助成をしてやるということは、今現在のところは思っただけでございます。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午後0時10分 休憩

午後0時11分 再開

○副議長（木村 修君） 休憩を取り消し会議を再開します。

藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 続いてでございますけれども、このホタテ養殖の共済制度というのがありまして、前段の質問の中でも話が出てきました。この予算書を見ましても、本年度分としてこの共済制度の助成金132万円盛られております。例えば、今これだけの

援助をしてやって、もちろんそのほかに漁師の方も出す人もいますけれども、果たしてこれがどれくらいの、少ないというふうなお話は聞いておりますけれども、どれくらいの金額がもらえるのか、こちら辺をわかっている範囲内でお聞きいたしたいと思います。

○副議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） これにつきましては、一つ算式がございます。したがって、今私簡潔には言いたいんですが、例えば1,000万円の売り上げがあったとすれば、それに対して96万円でございます。それで、2,000万円の場合はその倍と、192万円という共済金の額になるわけです。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今お聞きしたとおり、漁師の専業でこのホタテ養殖をやっている方というのは、1,000万円から2,000万円ぐらいの範囲内で水揚げがあると思われるわけですが、この共済金もらえる額が96万円とか100万円とか120万円、その程度だというふうに理解したわけでございますけれども、非常に少ない額だというふうに、これらは共済金ですので、生活費に充当しようが、資材の購入に使おうが、これは勝手なわけですが、非常にいずれにしても額が小さいなというふうに思われます。先ほどの関連でもありますけれども、非常にほとんど壊滅的な被害を受けた方には非常に気の毒だと。そのほかにも雇用対策として支払われる人夫賃だとかも当然対象になってくるわけでしょうけれども、いずれにしても非常に少ない額だというふうに思われます。この辺で先ほどの関連したことで課長からこの救済のためのお金がどれくらい借りたり、また、もらったりできるのかということについてお答え願いたいというふうに思います。

○副議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） それは先ほど言ったんですけども、漁業関連経営資金というものがございまして、それを活用していただきたいと。それで、貸付の限度額が被害割合に応じて若干違うんですが、上限が500万円まで借り入れすることができるということでございます。

それで、藤田議員の質問に対してこう言うのは大変失礼なんでございますけれども、先ほど坂本 豊議員の質問に私この部分お答えしたんですが、先ほど私2.5%と言いましたけれども、2.55%で私実は誤っていましたので、それに伴って村長も私のやつが正しいと思って2.5%と言っていましたけれども、私間違っていましたので、その辺何分ご訂正方お願いしたいと。それで、県が1%、それから村が1%、それで個人が0.55%

を負担するということになります。それが利子助成の内容でございます。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） ありがとうございます。

続いて、今焼却ごみというふうなことでその処理のための人夫賃で1,691万円ですか、予算計上されております。それで、このごみの運搬費関連処理の費用も含めまして190万円と、これは車代というのは漁師の方が出してくれる車代だと思うわけですが、このためのお金が57万円というふうな予算措置されていますけれども、これらの事業はいつごろから進めていく予定なのか、ありましたらお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） これにつきましては、今まだ県の方と契約の段階までしていないわけですよ。契約する段階といいますと、4月ごろになると思うので、まだ今のところうちの方の考えはあるんですけども、まだちょっと公表する段階にはございませんので、何分その辺ご了解いただきたいとそう思ってございましたので、何分ひとつよろしくをお願いします。

○副議長（木村 修君） 藤田議員。

○2番（藤田修一君） 県との協議が済み次第というふうなことで、案はあるけれどもまだ公表できないというふうなことで、なるべく早く実施して、漁師の方々も幾らでもお金がもらえるようなことを早く進めていただきたいというふうに思います。

それから、これもホタテと関連するわけですが、ことしも先般ナマコを採取して幾らでも生活の足しにしたいというふうなことをやったわけでございましょうけれども、何かお話を聞きますと、ことしは小さいナマコが非常に多かったと、育っているんだなということが聞きました。その中で、今漁師の方々は非常に困っているんで、このナマコを一気にとってしまえば、また来年度以降も非常に困ってくるわけで、このナマコ資源の確保というのは、私は前にも質問したわけですが、非常に有効な資源で、海の掃除もしてくれるし、それから非常に大きな収入もなってくるというふうなことで、このナマコも保護のため、そしてまた、最終的には漁師の方々の生活の足しにもなるわけで、非常に慎重に進めて、この役場も一緒になってナマコの資源保護ということを考えていかなければならないと思いますけれども、役場側で考えていることがございましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

○副議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） ただいまの質問の前に、先ほどの質問、前段の質問ですね。いつごろの間、実は私、案として今言いたいと思います。5月からいつごろということでございますので、5月から6月ごろというのは1回目を予定してございます。これは私の方の事務局案でございますけれども、それから2回目が8、9、10の中で2回目をやりたいと、このように考えてございます。一応それをお含み置き願います。

それで、ただいまナマコの関係で資源の確保についての話でございますけれども、一応うちの方では漁業組合と理事さん方と今でも3回ほど接触しまして要望を聞いてきておりました。その中でナマコのその採苗器、それらのものを複合経営の第二のものとしてナマコを考えたらどうかと、これうちの方から提案しました。そうしたら、組合長さんの方から、それも大事なんだけれども、とりあえず現在の資源を一応ナマコ普及をやってみて、その結果を見てそういう方向に行きたいということございました。それで、組合では1月18日から22日まで、20日は休んだそうです、20日は。それで8日間、その稚ナマコとかのそれを掃除等を一緒に兼ねまして実施したら、結構今議員おっしゃるように小さいナマコが入ったそうです。したがって、そのナマコを沖の方へ放流したと、そのように聞いてございます。

それで、今現在はナマコの稚ナマコの採苗器についてもうちちょっと置いてくださいということで組合の方からの話もございましたので、うちの方はあえてその後はどうなのかということでは触れてはございません。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） ナマコのこの稚ナマコというか、小さいナマコをまだ漁協ではまだそこまで手が回っていないというふうなことだと思いますけれども、いずれにしても確保していかなければ今後困りますので、非常に漁協の方にも何としてもこれをやってほしいというふうなことを今後も口添え願いたいというふうに思います。

次の質問に入らせていただきます。

中央公民館で行っている障害者の施設、NPO法人夢の里、「希望」というふうな名前前でやっているわけですが、現在見ますと、役場の前を5人ぐらいの人が掃除用具を持って蓬田の駅の掃除にいつていると思うんですけれども、現在はその運営状態はどうなっているのか、わかりましたらお知らせ願いたいというふうに思います。

○副議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 夢の里、「希望」蓬田の現況について説明いたします。

現在の活動内容は、大きく分けて二つの活動がございます。

それで、まず一つ目が、利用者が働いて給料を受け取ることができる作業というのが一つ。それから、就労のための能力と日常的な生活能力の向上を図る訓練、これの二つになっております。

作業の内容は、現在行われている作業でございますけれども、月曜日から金曜日までが蓬田駅の公衆トイレの清掃、これは村と契約してございます。次に、また月曜日から金曜日までは、同じ曜日ですけれども蓬田紳装で縫製の補助作業を実施しております。それから、毎週木曜日、玉松海水浴場のトイレの清掃を実施してございます。

次に、訓練の内容でございますが、訓練もまた三つに分かれております。まず、清掃訓練、これは毎日清掃作業に必要な技術を身につけるため、月に1回特別養護老人ホーム蓬生園で実践的な清掃訓練を行っております。また、現在いるところの中央公民館のトイレの清掃も毎日行っております。次に、手、指の機能訓練でございます。知的障害者は細かな指先の運動が苦手とされていますので、精密な紙工作や割りばし、ひもを使った指先の運動も行っております。次に、最後に学科ということで、社会人としての心構えやマナー、さまざまな場面を想定した受け答えの練習も行っております。また、自立に必要な生活習慣についても指導してございます。以上です。

○副議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 夢の里の鎌田理事長が理事長なわけですけれども、蓬田にはそのスタッフは何人配置されて、その中に何名の蓬田の出身といいますか、住民が働いているのか、少し従業員の話ですけれども、お聞きします。それで、もう一つは、今後、今私見るのは5人ぐらいだと思うんですけれども、何人ぐらいの利用者が、障害者を受け入れてもらえるのか、そこら辺の二つ、この2点についてお聞きいたします。

○副議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） まず、現在の夢の里のスタッフでございます。この夢の里というのは県内の青森市に3カ所、下北地区に1カ所、それから蓬田に「希望」蓬田という形でございます。それで、非常勤役員として理事長の鎌田さん以下、理事が6名、幹事が2名、それから常勤役員として理事が1名となっております。そして、職員は、青森市の方に本部になっておりますけれどもそこに常勤が6名、パートが4名、そして下北事業所には常勤4名、それから蓬田事業所、「希望」蓬田には常勤4名の職員が配

置されております。

それで、現在、現在って今ですけれども、4名が利用を受けているわけでございますけれども、村の人が2名になっております。来年度4月からの予定でございますけれども、7名になる予定です。定員は20名となっておりますので、まだまだ受け入れることが可能だそうでございます。以上です。

○副議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 蓬田のこの「希望」という名前の中央公民館では常勤の従業員が4名で、4名のスタッフで運営しているというふうなことだと思います。今後も何としてもこの障害者というのは非常に、助ける意味では私は非常に基本的にはいい計画だなというふうに感じているわけで、ここら辺も村民の誤解を受けないような立派な運営をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。株式会社アシストの経営の状態ということでお聞きいたします。

100%、ほぼ100%に近い村が出資してるアシストでございますけれども、温泉、それからマルシェ、そのほかに玉松のトイレとか、いろんな仕事をしてもらっているわけでございますけれども、よもぎ温泉を中心として最近是非常に村からの繰入金が多くなっていると。当然、油代の補てんということで300数十万円、そのほかに入場者が少なくなったというふうなことで収支バランスがとれないということで、また400万円ぐらいのお金を出しているわけでございますけれども、来年度からはそういう具体的な赤字の分ということでなくして、一気に管理料というふうなことで900万円の委託料というのが支払われるというふうなお話を聞きました。

現在、よもぎ温泉というのは支配人という方もいないようですし、昨年度まで、12月までは役場からの課長級の人が派遣で行けたわけですがけれども、それもなくなったというふうなことで、非常に経営が私は危惧されると。そして、専務の方も消防協会の県の会長というふうな要職にあるわけで、今までみたいにアシストの心配ばかりしていただけないだろうと。この辺で運営をもっと考えていかなければならないのではないかなというふうに思われるわけですがけれども、この今お聞きしたもろもろの点について考え方を聞きたいというふうに思います。

○副議長（木村 修君） 税務課長。

○税務課長兼ふれあいセンター事務局長（芳賀 作君） 私の方からは、入浴者数と管理運営状況について、答弁させていただきます。

営業開始は平成4年10月下旬になります。利用者、利用料金とも最高の年は平成5年で、その翌年からいわゆる下がる傾向にありました。営業開始の翌年度から利用者数が前年を上回ったのは、17年間としまして3カ年だけでした。平均毎年マイナス3.1%ぐらい落ちているというふうに数字上から見れます。同じく利用料金についても、前年度を上回ったのは過去17年間で4年間だけということで、平均マイナス2.1%ずつ落ちているというふうな状況にあります。

利用者数のピークは最高の年は平成5年の12万8,240人で、実績が出ました平成21年度の実績と比べますと、22年度まだ最終数字が出ていませんので、21年度の実績と比べますと、21年度の実績は利用者数で7万5,879人ですので、いわゆるピーク時の平成5年から比べますと41%の減になります。年間マイナス5万2,361人の減になるというふうになります。同じく利用料金についてもピークは平成5年で、平成5年度で3,623万1,080円の収入があったわけですけれども、21年度の実績では2,527万1,680円ですので、これもマイナス31%の減であります。いわゆるその年のピーク時と比べますと、年間で差し引き1,095万9,400円の減になります。1日平均の最高は、平成4年の474人でした。21年度の実績は244人で、やはり230人の減になります。

以上が客数、利用料金の推移になりますが、工事等で長期間休業した年もありますので、その部分は考慮願いたいと思います。

次に、管理運営についてということで、いわゆる社員が仕切ってきているということになります。とりわけアシストについては計14人の職員体制で臨んでいますけれども、温泉については9人体制で9人配置しております。現在、議員指摘ありました職員が少なくなっているということについてですけれども、いわゆる事務担当者の部分が減になっていました。そういう状態ではありますが、いろいろ経費削減の面から考えまして、いわゆるその事務担当者の部分の事務部分を他の社員で分担し合うというのがさせて、もう少し状況を見ようというのが現状です。その結果、ある程度の期間を見ながら、やはり社員の採用が必要なのか、必要でないのかということで判断すべきと思っております。

あと、今アシストの例えば専務のいわゆる状況ですね。消防団、その兼ね合いもありますし、非常に忙しい状況にあるというようにありましたけれども、定期的な役員会を開いております。アシストとして。その中でいろんな部分を話されていますので、実際その専務の部分の影響が出てくるのはこれからだと思うんですけれども、その中で話し合っていきながら、よりよい方向を求めていきたいというふうに思っていますので、ア

シストの中の役員会の中で話し合っていきたいというふうな状況にあります。以上です。

○副議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 私の方からは、一般会計からよもぎ温泉への補てんの状況につきましてご説明いたします。

平成20年度はふれあいセンター燃料費助成金として1,100万円、21年度は882万円、それから本年度は877万7,000円を助成してございます。これらの助成金の額を見ますと、やはりだんだん固定化してきていると。その原因としては、やはり入浴者数の減少と、あとは油、平成20年度とか21年度は油の高騰とかが原因となつてございます。最近22年度はやはり大きいのが入浴者数の減少に伴って補てん額が800万円台になっているというふうなとらえ方をしてございます。これらの助成金をいかに少なくするかにつきましては、今までもよもぎたアシスト株式会社の方の社員がさまざまなことを実施してきてございます。例えば入浴券についてもそうですし、あとは実際蓬田トンネルの方にもよもぎ券を持って行ってPRも行っております。ただ、具体的にどういふことをすれば直接その入浴者数をふやせるかということは、確かな決め手になるのは今のところございませんけれども、いずれにしても今回温泉源の掘削もし直したのも、経費、燃料費の経費節約の目的も一つとしてございますし、あとはこれから引き続きできるものはさまざまいろいろ実施していかなければならないというふうにご考えてございます。

いずれにしても、現在のところ決め手になるようなものがないので、大変困っているのが実情でございます。ただ、よもぎ温泉はただ入浴だけでなく、現在機能回復訓練の教室も実施してございますので、そういうことを考えれば社会福祉施設としての機能も果たしてございますので、そういうのを考慮しながら役場の方でも対応していく必要があるというふうにご考えてございます。以上でございます。

○副議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 年々入浴者が少なくなっているというふうなことで、最盛期に比べれば入浴者数は6割ぐらい、それから入浴料金の方も7割ぐらいというふうなことでございました。もちろん、私も玉松でなくてよもぎ温泉というのは、今総務課長がおっしゃったように、ただの入浴施設というよりも社会福祉のための施設だというふうに理解しておりますので、持ち出しは全然だめというふうなことは考えておりません。これは持ち出ししていかなければならないだろうなというふうなことは考えておりませんが、では今までどおりでいいのかというふうなことを考えれば、何かの対策をして

いかなければならないだろうと。

先ほど課長からもおっしゃいましたように、そのための温泉も新しく掘削しましたし、燃料代もかからないようにするというふうなことの対策は非常に我々も賛成してこの事業をやってもらったわけですけれども、ただ、残念なのは100%近い出資をしている村でございますけれども、その経営内容がどうなっているかということも、紳装の場合は毎年報告がございます。アシストの場合は報告はございません。前はあったのかもしれませんがけれども、私議員になって間もなく丸8年になるわけですけれども、ほとんど聞いたことがない。たまに株主の方から株主総会の資料を見せていただきますけれども、それを見てもなかなか役場です出したお金がどこの部分に入っていたのか、貸借対照表を見てもちゃんとわからないと、わかりにくいと。わからないというよりもわかりにくいというふうな表現に訂正しますけれども、そこら辺を議会にも報告していただきたいというふうに感じます。これについてできるのか、村長から考えをお聞きします。

○副議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 役場側がほとんど出資しておりますし、そしてまた、村長が社長ということで、このアシストについては当然議会に報告しなければいけない問題でございます。紳装はもちろん報告してきましたし、ただ、ここ何年でしょうか、報告しなかったということに対して私もうかつでありましたので、これから平成22年度からでも何かの機会があれば報告していきたいと、それを義務づけていきたいと思っておりますので、ひとつその辺はまことに申しわけありませんでした。

○副議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） このアシストについては専務、それから役場からの出張する管理者がいなくなるので、非常にただ従業員だけで経営状態まで検討するというのは非常に難しいのかなというふうなことを考えられます。実際動くのは従業員でしょうけれども、どういう方向で進んでいくのかということは、村長を中心とした株主の方、役員の方が管理していかなければならないのかなというふうに思いますので、今後入浴者数がふえるよう、また、入浴料金もふえるよう頑張っていっていただきたいというふうに思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（木村 修君） これで、2番藤田修一君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後0時43分 散会

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

蓬田村議会副議長

会議録署名議員

会議録署名議員